

数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

株主総会招集通知の早期発送 法定期日に捉われずできるだけ早期に発送するよう努めております。

招集通知(要約)の英文での提供 東京証券取引所ウェブサイトの当社基本情報において、招集通知(要約)について掲載しております。

2. IRに関する活動状況

補足説明

代表者自身による説明の有無

ディスクロージャーポリシーの作成・公表 当社ウェブサイトにおいて、当社情報開示方針を掲載しております。

個人投資家向けに定期的説明会を開催 実施期日は固定化しておりませんが、個人投資家と積極的にコミュニケーションを図るべく首都圏・関西圏を中心に開催しております。 あり

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 第二四半期、本決算発表後東京にて開催し、社長から経営の概況及び経営方針、経営戦略、業績について報告・説明しております。 あり

IR資料のホームページ掲載 決算短信(年4回)、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、中間/期末報告書、アニュアルレポート(和・英)、決算説明会資料などを掲載しております。

IRに関する部署(担当者)の設置 フェアなディスクロージャーを心がけ、広報部がIR機能を担っております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 当社グループは行動規範に「並はずれた顧客志向」「フェアな企業活動」などステークホルダーを強く意識した内容を明文化しております。また、「企業行動の基本方針」「役員及び従業員の行動基準」において、各ステークホルダーに対する姿勢を定めております。

環境保全活動、CSR活動等の実施 毎期7月頃に前期の環境に関する取り組み内容他を「社会・環境報告書」にまとめ、当社ホームページにて公開しております。また、コンプライアンス委員会(平成19年5月内部統制委員会に名称変更)による法令順守体制や人権啓発の教育を推進しております。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 「企業行動の基本方針」「役員及び従業員の行動基準」において、株主への適時適切な情報の積極的な開示などを定めております。

6.監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
(会社法施行規則第100条第3項第1号、第2号)
監査役がその職務を補助すべき従業員(以下、「監査役スタッフ」という)を置くことを求めた場合には、その人数と必要な知識・経験・権限などを取締役と監査役とで協議の上、決定します。

7.前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項
(会社法施行規則第100条第3項第2号)

監査役スタッフの任命、評価、異動及び賞罰は、監査役会の同意を要するものとし、また、監査役スタッフは監査役の指揮命令のみに服し、取締役等からは指揮命令を受けず、報告義務もないものとします。

8.取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
(会社法施行規則第100条第3項第3号)

(1)監査役会には、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、法令上及び企業倫理上の問題に関する従業員相談室の利用状況ならびにその内容を、取締役及び該当部署が適時報告します。

(2)監査役は、経営に関する重大事項についての情報を得るため、グループ執行審議会及び内部統制委員会等の重要会議に出席し、議事録を含む会議資料の提供を受けることができるものとします。

(3)監査役がその職務の遂行に必要なものとして報告を求めた事項については、取締役又は該当部署が速やかに監査役または監査役会に報告します。

9.その他、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(会社法施行規則第100条第3項第4号)

(1)代表取締役社長は、常勤監査役と毎月1度、監査役会とは四半期に一度、意見交換会を開催します。

(2)会計監査人と監査役との連携を図るために、四半期に一度意見交換会を実施し、課題を共有する等、監査役監査の実効性を確保するための体制を整備します。

(3)内部監査室は、監査役監査規程及び内部監査規程に基づき、監査役の監査に同行(共同監査)する等、緊密な連携を行い監査役監査の実効性を高めるよう努めます。

(4)監査役会が、独自に専門の弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を受ける機会を保証します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力排除に向けた取り組みについて、「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」の通り、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応します。また、取締役および使用人に対しては、反社会的勢力排除に向けた啓発活動を継続して行います。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

当社は、平成19年5月14日開催の取締役会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的として、当社に対する濫用的な買収等を未然に防ぐための当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)を導入することを決議し、本対応策は平成19年6月28日開催の第89期当社定時株主総会において株主の皆様からご承認を頂きました。

その後も取締役会において買収防衛策に関する動向等を勘案しながら本対応策について検討を進め、平成22年5月27日開催の取締役会において第92期定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として本対応策の一部を変更した上で継続することを決定し、平成22年6月29日開催の第92期当社定時株主総会において株主の皆様からご承諾をいただきました。さらに平成25年5月27日開催の取締役会において第95期定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として本対応策の一部を変更した上で継続することを決定し、平成25年6月27日開催の第95期当社定時株主総会において株主の皆様からご承諾をいただきました。

当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)につきましては、当社株式の大規模買付者に対して十分な情報提供および適切な評価期間を要請することにより株主の皆様が適切な判断を行なえるようにするためのルールを定めるものであり、大規模買付行為そのものを阻害したり、大規模買付行為に応じるか否かについて株主の皆様の機会を奪うものではありません。
なお、承認いただきました対応策は平成25年6月27日から平成28年6月30日までに開催される第98期定時株主総会の終結の時までとします。ただし、有効期間の満了前であっても、株主総会または取締役会により廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

